

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

定刻より少し前ではございますけれども、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから第8回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中条例推進会議にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしく願いいたします。開会に先立ちまして、初めに会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。本市の指針により、会議は原則として公開することとし、会議の内容についても議事録を作成し、後日ホームページで公開することとなっております。議事録の作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお配りしたものと

- ・本日の次第
- ・委員名簿
- ・【資料1】共生条例に関する事業の取り組み状況について
- ・【資料2】令和4年度における差別相談事例について
- ・【資料3-1】令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
- ・【資料3-2】共生のまちづくりについて考えるワークショップ実施概要
- ・【資料4】令和5年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

そして、参考資料1、参考資料2を送付いたしました。資料の不足、お忘れの方いらっしゃいましたら、事務局までお声掛けください。

次に、本日机上に配付したものと、委員の皆様には委嘱状、出席者名簿、座席表、令和4年度「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」認識度調査結果、世界自閉症啓発デーのチラシを配付しております。不足の方はお声掛けください。よろしいでしょうか。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは開会にあたりまして、福祉部長の佐久間よりごあいさつ申し上げます。佐久間部長、よろしくお願いいたします。

(佐久間福祉部長)

新潟市福祉部、佐久間と申します。本日は年度末のお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本会議でございますが、今年度は委員改選があり、本日は改選後初めての会議開催となります。今回新たに7名が、新任の委員としてご就任いただいたところですが、再任された委員の皆様とともに、委員任期の3年間、何とぞよろしくお願いいたします。

この「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」は、平成28年4月

の条例施行後、来月で丸7年が経過することになります。この間障がいのある人への理解を深める取り組みといたしまして、「ともにプロジェクト」を推進するなど、条例の趣旨である、共生社会の実現に向けて取り組みを進めてきたところでございます。近年は新型コロナウイルスの影響によりまして、周知啓発活動も縮小せざるを得ない状況ではございましたが、一昨日のマスク着用の緩和などにより、今後さらに取り組みを進めていきたいというふうに考えているところです。

本日は、令和4年度における差別相談状況や、事業の取り組み状況を報告させていただくとともに、令和5年度に予定されている取り組み内容についてご説明をさせていただきます。委員の皆様には、様々な視点でご意見を頂き、今回得られました貴重なご意見やアイデアについて、今後の取り組みの参考にさせていただき所存でございます。今後も共生づくりの大切な担い手として、皆様とともに共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日、活発なご議論いただくことをお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

3. 議事

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。

改選後第1回目の会議となりますので、初めに条例推進会議の目的・役割等について、事務局よりご説明いたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

おはようございます。障がい福祉課管理係の祝と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私から、条例推進会議の目的や役割について説明させていただきます。事前に配付資料になっております参考資料1、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」をご覧ください。資料1ページ。後半に第1条「目的」が記載してございます。共生条例は、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的としており、平成28年4月にこの条例を施行いたしました。条例では、障がいがあることを理由とした差別の禁止について規定するとともに、共生社会の実現に向けて市の責務であったり、市民の皆様、事業所の皆様に求められる役割といったことが規定してあります。詳細につきましては、後ほど条例のほうをご覧くださいと思います。

資料の4ページをご覧ください。第8条「条例推進会議の設置等」になります。障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的に、この条例推進会議を設置しております。また、この条例推進会議は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法になりますけれども、この中に規定のある「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねるものとなっております。この「障害者差別解消支援地域協議会」につきましては、障がいを理由とする差別を解消するためには、

障がい者にとって身近な地域において、関係機関の皆様が、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを、効果的かつ円滑に行うためのネットワークを組織することが重要でありまして、都道府県や政令市において、こういった協議会を設置することができるというような規定が設けられております。

第2項に条例推進会議の役割について記載してございます。この目的を達成するため、具体的には差別相談の事例であったり、周知・啓発の取り組みを、関係する委員の皆様と情報交換することにより、その共生社会の実現というところに向けてそれを推進していくということが、この会議の目的となっております。

実際の差別相談の事例であったり、障がい福祉課のほうで取り組む共生社会実現に向けた「ともにプロジェクト」等の取り組みについて、委員の皆様から様々なご意見を頂きながら、より共生社会の実現に資するよう取り組みを見直していくというところが、主な目的となっておりますので、委員の皆様からは忌憚のないご意見を頂ければと思います。

条例推進会議の運営に関して必要なものについては、参考資料2のほうに、規則のほうに示してありますが、そちらについては後ほどご覧いただければと思います。以上です。

3. 議事（1）会長・副会長の選出

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

それではここから議事に入ります。議事1、会長・副会長の選出についてです。今日の会議は、本年度に議員改選がありましたので、初めに会長・副会長を決定します。参考資料2、条例施行規則第4条1項の規定により、会長及び副会長は議員の互選により決定することとなっております。委員の皆様で、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

特段推薦等ない場合は、事務局案をお示しし、一任いただく形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（事務局：障がい福祉課 大島課長）

障がい福祉課の大島と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、事務局案を説明いたします。この会は多様な分野の議論を展開されることから、事務局といたしましては、これまでの市の取り組みを熟知し、会議の円滑な進行が可能という点から、前回まで会長であられました、新潟大学の長澤委員に会長を、それから全国的にも豊富なネットワークをお持ちで、前回まで副会長でいらっしゃいました、新潟地区手をつなぐ育成会の渡辺委員に、副会長を引き続き務めていただくのが適切と考えておりますが、いかがでしょうか。

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

ただいま事務局案をお示ししましたが、ご異議のある委員さんいらっしゃらないでしょうか。特段ご異議もないようですので、それでは、会長は長澤委員、副会長は渡辺委員にお願いいたします。

会長、副会長は、それぞれ会長席・副会長席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、会長・副会長から、それぞれ一言ごあいさつをお願いいたします。

(長澤会長)

新潟大学教職大学院の長澤正樹です。よろしくお願いいたします。久しぶりに条例の文を見ていて、基本理念の中に「話し合いによる」という言葉があるんですね。この条例の大事な点の1つに、話し合いによって問題解決をするという理念があります。今回もぜひ皆さんの活発な話し合いによって、より良い新潟市をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(渡辺副会長)

おはようございます。新潟地区手をつなぐ育成会の渡辺と申します。知的障がいの保護者でつくっております団体の会長であります。どうぞよろしくお願いいたします。今日は会長の補佐ということで、●思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。本来は委員の皆様からもあいさつを頂戴したいところですが、議事も多いことから、出席者名簿・座席にてご確認をお願いいたします。

それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

3. 議事(2) 共生条例に関する事業の取り組み状況について

(長澤会長)

よろしくお願いいたします。まず初めに、共生条例に関する事業の取り組み状況についてです。議事の2、「共生条例に関する事業の取り組み状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは事務局から条例に関する取り組み状況について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料1をご覧ください。まず1、障がい等を理由とした差別相談対応法についてです。令和4年度におきます。障がい福祉課で対応いたしました差別相談事例件数は、令和5年1月末時点で5件でございました。昨年度と比較いたしますと、5件の減となりました。内訳につきましては、身体障がいが3件、精神障がいが2件でございました。なお身体障がい3件につきましては、それぞれ視覚障がいが2件、肢体不自由が1件という内容となっております。詳しくにつきましては、後ほど資料2を用いましてご紹介させていただきます。代表事例も含めて説明させていただきます。

続きまして、2の「条例研修会等の実施」でございます。令和4年度につきましては、令和5年の1月分までのデータとなりますが、約3,500の方に対して条例の周知を図ることができました。前年度と比較いたしますと、実施回数につきましては、新型コロナウイルスの影響で、当事者団体や事業所での研修自粛が見られ、全体といたしましては減少しております。対象延べ人数につきましては、前年度比で現在大幅に減少しているという数字となっておりますが、今年度におきましては、2月と3月に商業施設で実施いたしましたイベントがございましたけれども、その分のをまだ計上しておりませんので、2月・

3月の啓発活動の分を考慮いたしますと、前年度と同程度の延べ人数になると見込んでいます。なお、直近3年間では、合計1万2,000人以上の方に対して周知活動を展開したところがございます。

続きまして裏面をご覧ください。3の「ともにプロジェクトの展開」でございます。条例の目的であります。共生社会の実現を推進するために立ち上げました「ともにプロジェクト」でございますが、今年度におきましても、A、B、Cという3つの視点から展開をいたしました。初めにA「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」では、障がいのある方が講師として学校で授業を行った際の学校への謝礼補助を通じて、障がいのある人と触れ合い、理解を深めるきっかけづくりを行いました。

次にB「一般企業への周知啓発」といたしまして、障がい者アートを活用した普及啓発、それから共生社会に関心のある企業同士のネットワークである「ともにエントランス」の活動、合理的配慮事例の募集・紹介などを行ったところがございます。

最後にC「わかりやすい広報」として、強制条例の普及啓発イベントの実施や、若年層への認知度向上に向けた取り組みを実施いたしました。こちらにつきましても、後ほど資料3-1などを用いて詳細をご報告させていただきます。ここでの説明は以上となります。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より、条例に関する普及啓発状況についての説明がございましたが、委員の皆様からお聞きになりたいことがありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市の条例、お疲れ様です。以前、手話の学習ということで、私学校に伺った覚えがあります。資料のほうで、研修会という項目がございますが、それに関して、学校だけではなく、市の職員に対して手話の指導ですとか、そういったことをやっているかどうか確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

(長澤会長)

はい、ただいまの質問について、事務局、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。市におきましては、これまでも新入職員研修であったり、新任保育士研修などにおきまして、共生条例、それから手話言語条例の講義に取り組むとともに、条例について学ぶ機会を設けてきたところですが、継続して周知啓発に取り組むことが重要だというふうに考えています。

先ほども若干説明しましたし、これから後ほども説明させていただきますが、若者の方々、若年層の方々への取り組みを強化しているところがございますので、そういう取り組みを踏まえながら取り組んでいるものがございますので、その辺を職員の周知啓発にも展開できるようにしていきたいと考えているところがございます。

(長澤会長)

柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。このあとで具体的な説明等がございますので、そのときにまたご質問等よろしくお願いいたします。では、ただいまの意見を今後の施策に活かしていただきたいと思えます。議事の2を終了し、次に移ります。

3. 議事(3) 令和4年度における差別相談事例

(長澤会長)

議事の3です。令和4年度における差別相談事例について、事務局の説明をお願い致します。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは、令和4年度におきます差別相談事例についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。令和4年度におきます、障がい福祉課で対応した差別相談事例件数は、先ほども申し上げたとおり、1月末までで5件、前年度比でマイナス5件でございました。相談分野や障がい種別ごとの内訳、相談者区分につきましては記載のとおりでございますが、相談件数につきましては、条例施行後、平成28年度から徐々に減少傾向となっており、近年は年間を通じて10件前後という相談件数となっておりました。ここ数年は、新型コロナウイルスの影響で外出自粛傾向でもあったことから、具体的な差別相談に至らなかったことの要因の1つではないかというふうに考えられるところではございますけれども、一方で条例が施行されてから7年を迎えまして、些細なことでも相談できるということを当事者の方々ご自身も知らないのではないかということも想定されております。5月には新型コロナの類型もご5類に変わるなど、社会経済活動が一層進むことも予想されておりますので、障がい福祉課、それから基幹相談支援センターで、引き続き条例の周知啓発に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

続きまして、代表的な事例につきまして、担当係の祝管理係長から説明させていただきます。

(事務局：祝管理係長)

障がい福祉課管理係の祝です。私から代表事例について説明させていただきますが、このあとの議事も非常に多いため、5つ相談事例頂いているのですけれども、そのうち3つを具体的な事例としてご報告させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。まず代表事例1についてです。相談支援事業所の専門医の方からの相談です。視覚障がい、内部障がいのある方から、電子決済アプリの操作

について相談があったものです。具体的には、視覚障がいのため、操作は音声で行っておりますが、操作時のボタンの案内が非常に抽象的で、操作しづらいというような相談があったものです。

本事案については、すでにご相談者の当事者の方ご自身が、サービスの提供元となっている本社に問い合わせ、その本社の方ほうからも対応を協議する旨の返答を頂いております。その点については相談者の方、当事者の方ご自身も納得しているという状況でした。

今回の相談の主訴としては、電子決済アプリ全般について、視覚に障がいのある方でも自分で利用できる仕様となるよう、消費者庁など国の機関において、制度として明文化してほしいというような訴えでございました。

本件につきましては、個別の差別相談という位置付けではなく、そういった電子決済アプリ全般にかかわる話でもありますので、これにつきましては今後機会を通じて、当事者や当事者団体の声を関係機関に要望していきたいと考えております。

また、当事者の方、ご本人からは、今回の自分の話が相談事例として広く皆さんに知ってもらえればありがたいというようなお話もございましたので、市の対応について納得され終結ということになりました。

なお、参考になりますけれども令和4年5月に施行された、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法では、すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、事業者の責務として、国などが実施する情報取得の施策に協力するよう、努力義務が規定されております。こういった観点からも、各サービス提供事業者が、アプリ開発等の中で障がいのある方への配慮をお願いできればなというふうに考えております。

続きまして、代表事例2になります。3ページをご覧ください。こちら、視覚障がいをお持ちのご本人と、計画相談事業所からの相談事例で、施設利用にあたり、盲導犬の同伴が不可と言われたが、盲導犬の同伴での受け入れは義務であり、差別に当たるとはならないかという相談があったものです。

身体障害者補助犬法では、施設等における補助犬の同伴等については、国や地方公共団体などが管理する施設であったり、公共交通機関あるいは不特定多数の方が利用するような施設については、基本的に同伴を拒んではならないという規定になっております。ただしいずれの場合も、その施設であったり、公共交通機関の場合であれば車両について、またほかの利用者がいる場合には、ほかの利用者に著しい損害が出る場合にはこの限りではないということが、法律上は規定されております。

今回ご本人がリハビリのために利用を希望していた施設は、そもそも定員制限があるような施設であったため、補助犬法で規定する不特定多数の者が利用する施設とは言えないため、受け入れの義務自体は発生しないものと考えられます。ご本人にはその旨説明し、理解を得られたところです。

なお、本件に関して3つの施設に聞き取りを行ったところ、そこに記載のとおり、A施設とC施設につきましては、物理的に難しい面であったり、他の利用者の方への影響を考慮した結果難しいのではないかと判断をしておりますし、B施設については、盲導犬同様の利用自体は可能ですというふうに回答をもらっていて、ただ送迎車両の問題があって、同伴する場合にはご本人様から自力で施設まで来てほしいということを訴えていると

というような状態で、施設側としても補助犬の受け入れ自体を拒んでいるとか、障がいがあるということだけを理由に施設に来ることを拒んでいるということではないということは確認できたところです。

続いて、最後に代表事例3になります。4ページをご覧ください。発達障がいと知的障がいのあるご本人からの相談になります。単身生活に向けてアパート探しをしていたところ、現在無職であること、精神障がい者向けの福祉手帳2級を所持していると伝えると、アパートの仲介会社のほうから大家に確認すると言われ、大家からは手帳1級・2級は入居不可、3級は要検討と言われ、そのアパートはあきらめざるを得なかったと。そのほかにも2社に問い合わせたが、いずれも大家より不可との返答があり、手帳を持っているとアパートを借りられないのか、差別のように感じたとの訴えがあったものです。

ご本人からは、自分が見学に行きたかった物件に関して対応をお願いしたいという要望があったため、3社聞いたうちの、ご本人が希望されていた1社に対して、まず事実確認を行いました。なお、記載のとおりご本人は現在無職であり、入居時の初期費用についてはご家族、その後の家賃については生活保護を受給し、保護費で支払うことを考えており、相談時点で保護も決まっておらず、保証人もついていないというような状況でございました。

これらの情報から、はじめに仲介会社に連絡をいたしました。仲介会社は差別解消法についても知っており、障がいがあることだけを理由に入居や内見の拒否はしないとのことでしたが、入居の可否に関してはあくまで審査会社と大家の判断であり、また大家が了解したとしても、補償サービス付き物件のため、審査会社の審査が通らないと契約はできない。相談いただいたときには保証人もいなかったため難しいと回答したとのことでした。

次に審査会社に確認したところ、審査の中で精神障がい者手帳の所持が審査の規定になるということはありませんということでした。詳しい審査基準に関しては、会社の内部情報ということもあるのでお伝えはできないけれども、保証人の有無であったり無職であることを踏まえ、総合的に審査通過の可否を仲介会社に伝えたとのことでした。審査会社につきましても、障がいを理由とした拒否ということは行っておらず、法律についても理解しているというような回答でございました。

最後に大家に確認したところ、保証人がいない中で、もし何かあったとき誰が責任を取るのかという不安がある。障がいがあるということだけを理由に入居を断ることができないということについては理解したとの回答がありました。

その後、ご本人の父が保証人になることが決まり、再度関係者に確認したところ、再審査であったり入居についてきちんと前向きな返答があったところでした。最終的には、すでにほかの方の入居が決定してしまいまして、ご本人が希望する所に入居はかないませんでしたけれども、経緯であったり各関係者の考えを伝えて、ご本人からも納得いただけたところでした。

今回のケースでは、仲介会社や審査会社は差別解消法にも理解はありましたが、本人への伝え方に問題があったこと、大家は障がいを理由とした差別に関しての認識が薄いことが見受けられたため、それぞれに対して今後の適切な対応をお願いしたところです。

以上、代表的事例として3件紹介させていただきましたが、いずれも差別をしようとして差別したというわけではなく、いろいろな事情や認識不足などが背景にあり、結果とし

て差別相談事例になってしまったというケースが少なからず見受けられたところです。

共生条例は一方を罰することで正したりするのではなく、双方が歩み寄り、理解し合い、より良い状態へと進んでいくことを目指しているため、そういった趣旨も大切しながら、今後も継続的に調整活動に取り組んでいきたいと考えております。事務局からは以上です。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの差別相談事例についての説明をお聞きになりました。質問等ございましたら挙手お願いいたします。いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

柳です。ご説明いただきましてありがとうございます。相談の内容は変わりますが、ろう者の立場といたしまして、意思疎通の事業がありますが、その関係があるのかどうか、今回の事例とは関係があるかどうかをお聞きしたいと思います。行政としては、通訳者の派遣をする中で●があつたりしますが、このようなものを、ろう者の側の立場としてですが、●ことができるのでしょうか、含まれるのでしょうか。差別の内容として。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

手話通訳の派遣に関しては、意思疎通支援事業という事業の中で、派遣にかかる、派遣に対応できる内容というものが規定されております。その内容に合致するものであれば、基本的に派遣できないということはないと思いますので、もし派遣ができないということになれば、その規定に合わないような形で申請があつた場合には、ご期待には添えない場合も、場合によってはあるかもしれないですので、それは差別ということではなくて、その事業の構成として、公費を使って派遣するところの中で、できるできないというルールはありますので、その範疇かなというふうに考えております。

(長澤会長)

意思疎通事業の規定にあつていれば、派遣できると解釈してよろしいですね。いかがでしょうか。柳委員。

(柳委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかに相談事例についてご質問等ございましたらお願い致します。はい、お願いいたします。

(高橋有紀委員)

弁護士会の高橋です。ご説明どうもありがとうございました。すみません、ちょっといっぱいあるんですけど、まず代表事例2の盲導犬同伴についてのケースの件ですが、私もあまりよくわかっていないので教えていただきたいんですけども、この各施設の対応状況を確認した際に、C施設から盲導犬の衛生管理を行うことが負担であるというような回答があったんですが、リハビリ施設で盲導犬を受け入れた場合に、衛生管理に対する負担というのは生じるのかどうか、定義をまったくこの話はしていない中で、具体的にこの理由で拒絶されたわけではないんですけども。そのあたりは市のほうで確認しておられますでしょうか。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

実際にここの具体的な衛生管理の負担というのがどういったところにあって、それがほかの施設ではじゃあ起きてないのかとか、そこの具体的なところまでは、すみません、ちょっと確認不足であります。実際に盲導犬の衛生管理というのはどこのことを指しているのかというのは、確かにもうちょっと踏み込んで確認すべきだったなというふうには思いますが、盲導犬の犬そのものということではなくて、その盲導犬が施設を動いたりする中でのということだと思えるんですけども、例えば排尿とかそういったところの対応とか、その辺りは、すみません、またこちらから確認していきたいと思います。

(長澤会長)

高橋委員、いかがでしょうか。

(高橋有紀委員)

ありがとうございます。私もわかっていないので、もしかしたらこれはC施設の思い込みなのかなと思うところもあるので、もし聞き取りをされるようなことがあれば確認してもらって、違うのであれば違うというふうに、相談事例を通じた中で是正していけるものは是正していけるといいのかなというふうに思いました。というのが1点で、もう1点あるんですけど、いいですか。すみません。

代表事例の3のほうについてお尋ねしたいんですけど、この件で気になったのは、そもそもの相談の内容の中で、仲介会社のほうから家賃の支払いと持病について聞かれたと。本来持病について聞く必要がどこにあったんだろうかというのが、相談事例を見ての一番の疑問でしたが、そのあたりは市のほうで何か把握していらっしゃるか教えてください。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

具体的に持病の有無がある、なぜそこを聞いたのかというところは、ちょっとそこまでは確認してないんですけども、無職であるというところの中で、その要因として何か病気があったりとかして、収入を得られてないとかという状況があるのかというところでの確認だったのかなというふうに考えられます。

(長澤会長)

今の回答でいかがでしょうか。

(高橋有紀委員)

ありがとうございます。なかなか私も、これもすみません、実際がわからないので、もし実際がわかる方がおられれば教えてもらいたかったというところだったんですけども、その情報をどう使うのかというのが、非常に差別の解消という点では重要になってくるかなと思いますので、仲介会社はその情報を、精神障害者保健福祉手帳お持ちだということがわかって、それをそのまま伝えてしまうと、それが原因で差別になることもあるし、でもほかの理由に紛れちゃうとわからないと思うんですよね。なので、やっぱり条例の趣旨からすると、この情報を得た仲介会社は、最終的には市の対応と同じになりますけれども、それを理由に拒否できないということをよく大家さんに伝えてもらう必要があると思いました。

大家さんも事業者にあたると思うので、もちろん義務があるんですけど、なかなか個別の大家さんのところにこの条例の細かい趣旨まで届けていくことはすごく難しいと思うので、仲介会社の方に頑張ってもらえるようになるというふうに思いました。後半感想です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほか、ご質問・ご意見ございますでしょうか。はい、竹村委員、お願いします。

(竹村委員)

お世話になります。宅建協会から参りましたので、この代表事例3番につきまして、仲介業者もさることながら、大家さんもおりまして、仲介業者が管理をしているというのがほとんどだと思います。管理会社だけがこういうことを熟知しておりまして、大家さんの理解が求められないということで、こういうことが起きるのかなと思ひまして、大家さんにいかに理解していただけるかということのを次の理事会に持って行って、皆さんの意見を聞いてまたいい案があがりましたら、次のときに1日も早くご報告したいと思ひます。大変申し訳ありません。

(長澤会長)

ありがとうございました。事務局、今の意見をぜひ参考になさってください。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、意見が出ましたので、ぜひ事務局のほうで次につなげていただきたいと思います。

3. 議事（4）令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

（長澤会長）

では、議事の4です。令和4年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：大島障がい福祉課長）

それでは、令和4年度における「ともにプロジェクト」の取り組み状況についてご説明をいたします。資料の3-1をご覧ください。先ほどもご説明をいたしましたけれども、あらためてともにプロジェクトについて簡単に申し上げますと、このプロジェクトは条例の目的であります共生社会の実現を目指しまして、平成29年度に立ち上げたものでございまして、障がいや障がいのある人への理解を深めるために、大きく3つに分けて、障がいのある人とない人の交流機会の創出、それから一般企業への周知啓発、そしてわかりやすい広報という、この3つの構成で取り組んでいるところでございます。各取り組みにつきまして、担当祝係長からご説明いたします。

（事務局：祝管理係長）

それでは説明させていただきます。まずA、「障がいのある人とない人の交流機会の創出」についてです。学校における障がいのある人との交流、いわゆるゲストティーチャーによる福祉教育として、市内の小中学校において障がいのある人と生徒との交流を通じた心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある方が講師として各学校に赴いた際の謝礼補助を行いました。謝礼補助につきましては大きく分けて2コースございまして、視覚障がいや視体不自由などの障がいのある人を講師として招いた福祉教育と、平成31年4月1日に新潟市手話言語条例が施行されたことを受けて、ろう者枠を新設し、ろう者等を招いた福祉教育への謝礼補助も行っております。

令和4年度につきましては、それぞれのコースで12校を上限に募集しましたが、今年のこの会議におきまして、ろうあ協会の柳委員からは「もっと多くの小中学校で実施されると良い」とのご意見を頂き、今年度は希望される小中学校すべてに対応するよう、予算を調整しました。

結果的に、障がいのある人を招いた福祉教育のほうは、小学校22校、中学校1校、計23校で、主に盲導犬との暮らしやブラインドサッカーの体験授業など、視覚障がいに関する授業が行われました。

ろう者を招いた福祉教育のほうにつきましては、小学校10校、中学校2校で、こちらは聴覚障がいについての講和、手話体験が開催されるなど、例年を大きく上回る実施となりました。

続いてB、「一般企業への周知啓発」についてです。企業との連携の部分では、バス停など公共空間への障がい者アート展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらうという事業を実施しました。昨年度から継続して実施した子ども創造センターと新潟駅南口バスターミナルですが、子ども創造センターにつきましては、施設側からも大変好評をいただいております。今年度はお子さんの利用が多くなる夏休み時期から展示を行っ

ております。また、新潟駅南口のバスターミナルでの展示につきましては、今後の話になるんですけども、令和7年度の中学校の美術科の教科書において、美術の力が社会の役に立っていることを中学生に紹介する事例として、本事例が取り上げていただけるということになっておりまして、地道な啓発活動が実を結んだ結果と感じております。

そのほか、昨年度新型コロナウイルスで実施できなかったラブラ万代であったり、継続実施となるイトーヨーカドー丸大新潟店で、パネル展示等の啓発活動を行いました。

次に右側の「ともに Entrance」についてです。こちらは、共生社会づくりに関心を持つ企業等がつながるネットワークです。令和5年2月末時点で、64組織の企業や団体が加入しており、前年度比で2つの組織が新たに追加となりました。主な取り組みとしましては、障がい者アートを活用したポスターやステッカーの作成、それを各加入企業さんの店頭等でご展示していただき、共生社会に取り組んでいるということをお知らせするような取り組みを行っております。

なお、ポスターやステッカーの作成にあたりましては、市内にあります新潟デザイン専門学校の学生さんに、アートの周りに描くデザインを公募しておりまして、その際に共生社会について、条例についても勉強してもらうような授業を設けさせてもらって、若年層への周知にもつなげているところです。

次に合理的配慮事例の募集につきましては、継続して取り組んでいるものになりますが、市のホームページで事例を紹介しているところです。

次にC、「わかりやすい広報」についてです。例年、共生条例の普及啓発イベントとして、イオンモール新潟南で行っており、今年度は先日実施されましたけれども、令和5年3月1日から10日までの10日間実施しました。期間中は障がい者アートの展示や、条例認知度調査を実施するほか、土曜日・日曜日にあたります3月4日・5日については、NEXT21に入っておりますまちなかほっとショップにも出店いただきまして、一緒にイベントを盛り上げていただきました。

なお、条例認知度調査については、回答数が少ないことも予想されたため、先ほどアート展示の際に説明しました、イトーヨーカドー丸大新潟店さんにおきまして、2月の1カ月間、アンケート調査のパネルを設置して調査を行いました。

調査結果についてご説明いたします。本日机上配付させていただいた資料3-3、認知度調査結果をご覧ください。調査につきましては、イトーヨーカドー丸大とイオンでの2カ所での調査となっております。調査件数は合計で572件となりました。昨年度は414件でしたので、昨年度に比べると158件、その調査件数は増えているという状況です。

条例認知度につきましては、記載のとおり、全世代の合計で39%という結果になっております。昨年度の条例認知度調査の結果が44%ということで下回ったものの、例年に比べれば比較的高い結果となりました。

資料後段のほうにまとめが記載してありますが、昨年度は当課のブースの隣で、文化政策課さんの障がい者アート展示などを同時開催しておりまして、そちらを見学に来た当事者のご家族の方などの回答が多かったため、結果として認知度44%ということでもかなり高い結果となりましたけれども、今年度につきましても、やはり同様に文化政策課さんと一緒の取り組みということで実施したんですが、今年度についてはブースが若干離れていたこともあり、実際私も3月5日の日、イオンのほうに行つてこの周知啓発活動に参加した

んですけれども、体感ではあります、当事者家族の回答は少なかったように思います。その中でも認知度が39%あったことは、一定程度これまでの取り組みによって認知が進んだのではないかというふうに思います。

一方で、年代別に見ますと、やはり10代以下、それから20～30代の認知度が低い傾向にありますので、引き続き小中学校での福祉教育や、次に説明する大学生とのワークショップを通じて、条例を知る機会を増やし、若年層の認知度向上につなげていきたいと考えています。

最後に、新たな取り組みとして、若年層の認知度向上に向けた取り組みを実施しました。今ほど説明したとおり、例年実施しております条例認知度調査において、特に若年層の認知度が低いということが結果として表れていたことから、今年度は大学生とのワークショップの実施と、わかりやすい広報という観点から共生条例の周知啓発動画の制作を行いました。

はじめに大学生とのワークショップについて説明しますので、資料3-2をご覧ください。今年度は、新潟薬科大学と敬和学園大学の2校でワークショップを実施しました。実施内容につきましては、各大学と意見交換を行い、薬科大学については、これから教職員を目指す生徒さんが対象ということで、特に発達障がいに関することを学びたいということで、そういった事例検討を行いました。

敬和学園大学さんのほうでは、共生社会学科がメインとなっていたのですけれども、大学全体に声をかけていただいて、参加を募ってということで、こちらについては、条例に示す身近なテーマを元に、広く共生について考えるようなグループワークを実施しました。

ちなみに、敬和学園大学のほうで実施したのは12月19日で、県内が非常に大雪に見舞われた日でごさいます、当日は公共交通機関の影響などによって、想定していた生徒さんの半分近い生徒さんが欠席というような事態にも見舞われましたが、何とか実施することができました。

実施後のアンケート、アンケート結果に記載してありますが、多くの生徒から理解が深まったとの声が上がりました。また、2番のほうで、「若年層の認知度向上に向けてどのような取り組みが必要か」との質問には、やはり学校での周知啓発が最も多い結果となり、こういった学校のカリキュラムの中で学ぶ機会があるということは、非常に知る機会としていいツールなんじゃないかというような意見が非常に多くて、今回のワークショップが一定の効果があったんじゃないかなというふうに感じています。

シート3-2の説明については以上になりますが、最後に、条例の周知啓発等についてです。これまで、条例に関するチラシ等の配布によって周知啓発を実施してきたところですが、新潟市に共生条例というものがあること、市民の皆さんが身近なところからできることというのをわかりやすく周知するために、動画を制作しました。実際、現在動画の制作の最終段階に入っております、まだ本日時点で編集途中という状況なので、ナレーションですとか手話通訳の編集がすんでいないため、ナレーションのほうについては機械的な読み上げみたいな形になっていきますので、言い回しだったり、イントネーションがかなりおかしかったりと、かなりツッコミどころが多いような今状態にはなっているんですけれども、最終的にはきれいな形になりますので、本日の段階では、そこはご容赦いただきたいと思います。

これから動画を、ちょっと長い10分くらいになるのですが、皆さんにも編集過程の今の状況ということで見ていただきたいなと思ひまして、準備しておりますので、これから準備をさせていただきます。

また、柳委員におかれましては、現時点で手話が画面には出てきませんので、ちょっと席移動していただいて、手話の方と一緒に手話通訳を通じて見てもらえれば、ナレーションは文字でももちろん出ますけれども、ご確認いただければと思ひます。

それでは準備に入りますので、少々お待ちください。

委員の皆様も見やすい位置にずれてもらったりとか移動してもらって構いません。ちょっと10分、少し長いので、画面がちょっと小さくて申し訳ないんですが、ご容赦ください。

(以下、動画 01:07:25～01:18:35)

(事務局：祝管理係長)

周知啓発動画をご覧いただきました。動画の中で、実写で、視覚と聴覚の事例を挙げさせてもらいましたけれども、まず視覚障がいに関しては、今日本日欠席なんですけど、この条例推進会議の委員になっております、新潟県視覚障害者福祉協会の松永委員に務めていただいておりますし、聴覚障がいのほうにつきましては、同じく障がい福祉課のほうで持っております附属機関の、障がい者施策審議会の委員を務めていただいております、新潟市ろうあ協会の石川さんに出演いただきました。また、サポート役で参加していただいた若いお2人については、今回ワークショップを実施した敬和学園大学の生徒さん2名が、ぜひやらせてもらいたいということで心よく引き受けていただきまして、それぞれが単体の授業で終わることなく、非常に良い取り組みになったのではないかとこのように感じております。

最終的には動画が10分と少し長いので、7～8分くらいの動画にするべく、今後年度末に向けて業者のほうと編集作業を行ひまして、あとナレーションと手話を入れた形で完成したものを、予定では月末くらいまでにはこれを完成させて、新潟市の公式YouTubeチャンネル新潟シティチャンネルのほうで公開する予定となっております。また4月以降に入りましたら、シティチャンネルのほうから、委員の皆様からも完成版をご覧いただければなというふうに思っております。

令和4年度の「ともにプロジェクト」の取り組み状況については以上となりますが、今ほど説明した取り組みを継続していくことで、障がいのある人が生きづらさを感じないというステージから一歩進んだ、魅力的な共生社会というものを目指していきたいというふうに考えております。以上です。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。取り組み状況について説明をしていただきました。ただいまの事務局から説明のあったことについて、お聞きになりたいこと、ご意見等ございましたら、挙手お願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いします。

(吉田委員)

NHK 新潟放送局の吉田と申します。動画を拝見しまして、非常にわかりやすくまとまっ
ていていいなと思って見ておったんですけど、なかなか 10 分、7～8 分につめたとして
も、なかなか 7～8 分の動画を見ていただくってすごく、本当に私たちもウェブなんかで
動画をつくってるんですけど、結構本当に難しいことでありまして、これはこれでいろ
ろ全部、総合的に情報が入っている 1 本があってもいいと思うんですけど、ワンポイント
に絞った、例えば合理的配慮なら、そこだけに絞った 30 秒とか 1 分、1 分というのは結構
長いんですけど、そういう短いのをつくって、YouTube 公式チャンネルでもいいんですけ
ど、市役所の待合室とか、あと学校には大学に、学生とか学生課とか学食とかデジタルサ
イネージがあるので、ああいうところでちょこっと流すということで、ちょっとだけでも
知ってもらおうというですね。全部知ってもらおうのが一番いいんですけど、そういうのも将
来的にはつくっていったらよりいいのではないかなと思いました。ちょっと意見まででし
た。ありがとうございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。事務局、参考にさせていただければと思います。ほかい
かがでしょうか。ご質問・ご意見等ございましたら。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

動画、素晴らしいのを作成をいただきありがとうございます。ちょっと心配なことがあ
るんですけども、ゲストティーチャーの件なんですけれども、学校で、小学校に行くん
ですけども、昨年、小学校、いつも行く学校は決まってるんですけども、もっと増やした
いなと思います。マンネリにならないようにいろんな学校で開催してほしいと思います。

福祉課からお知らせをすると思うんですけども、その郵送方法とか、郵送学校とか、校
長先生あてに郵送されるのか、どんな周知をされているのかなと思います。また、学校の中
で、学校へ外部にお願いする場合、そういう確認もきちんとされていらっしゃるのか、
例えば教員の方から「情報が、まだそういうのが来てないですよ、うちは」というよう
なことがあるので確認をしてほしいというのもありますし、委員会からこういうことを送
られるのか、その辺の周知方法とか郵送方法とか、あいまいなのかなと思うので、お聞き
したいと思います。

(長澤会長)

はい、福祉教育についての手続きですとか、周知の方法についての質問だったかと思
いますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

ゲストティーチャーの取り組みについては、市内の全小中学校あてに、校長先生あてに
依頼文ですとか、申請の仕方ですとか、そういったものを、全小中学校に送っています。
郵送ではなくて、市の庁内便みたいなのがありますので、多分届かなかったということ
はないんじゃないかなと思いますので、各学校にはそういう形で周知を行っているところで

すので、昨年ちょっと柳委員のほうから同じような形で質問を頂いておったところなんですけども、どうしても学校の、各小中学校での校長先生の考えだったり、学校のカリキュラムというところの中で、必ずしも実施できるかと言われると、そこは学校の判断になってしまう部分もあるんですけども、今年度で言えば、昨年度に比べて倍近くの小中学校から申し込みも頂いておりますので、そういったことも、例えば場合によっては小中学校の校長会とかです、われわれも「こういう形で増えてきてますよ」というあたりをお知らせするというのも1つの手かなと思っておりましたので、そういったことは考えていきたいなと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

ありがとうございます。

(長澤会長)

はい。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。では、次に移らせていただきます。

3. 議事(5) 令和5年度「ともにプロジェクト」取り組み予定

(長澤会長)

今度は次年度、令和5年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、同じく事務局説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

それでは、令和5年度におきます「ともにプロジェクト」の取り組み予定についてご説明をいたします。資料の4をご覧ください。構成3つに分かれておりますが、まずAの「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」ということにつきましては、今年度にも実施いたしました謝礼補助をそのまま継続いたしまして、学齢期からの共生条例や障がいへの理解促進に取り組んでまいります。募集枠につきましては、今年度の実施状況を踏まえまして、通常の障がいのある方を招いた枠を24校、それからろう者の枠を15校を、それぞれ予算計上しております。

次にBの「一般企業への周知啓発」についてでございます。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発という部分では、子ども創造センター、それから新潟駅南口でのアート展示のほか、今年度も実施いたしました商業施設での展示も継続してまいります。それから「ともに Entrance」、それから合理的配慮事例の募集につきましても、引き続き取り組みを継続していきたいと考えております。

Cの「わかりやすい広報」におきましては、従来から実施しております条例研修会やパンフレットの配布、周知啓発イベントの実施などを継続するとともに、今年度実施いたしました若年層への認知度向上に向けた取り組みとして、ワークショップ、これを継続して

実施するほか、今ほどご覧いただきました周知啓発動画、これを活用いたしまして、さらなる普及につなげていきたいと考えております。以上でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。次年度の取り組みについて、委員の皆様、ご質問やご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(高井委員)

ありがとうございます。にいがた温もりの会の高井です。よろしくお願いいたします。本日初めて出席させていただいて勉強させていただいております。

ちょっと言語の認知の、私個人的なことなのかもしれないんですけども、この取り組みの事業については結構なことだなと思って読んでいたのですが、言葉のところで「障がいのある人とない人の」というところが、私ちょっと違和感がありまして、この条例のタイトルで「ある人もない人も」ってタイトルがすごくいいなと思っているんですけど、「ある人とない人と」ってやっちゃうと、区別というか、違う人たちの交流の機会だよねっていうふうに印象として聞こえてしまうということが少し気になりましたという、私の意見です。以上です。

(長澤会長)

微妙なその言葉の使い方で、とらえ方も変わりますので、その辺も誤解のないような表現を今後検討していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。斎藤委員、よろしくお願いいたします。

(斎藤委員)

すみません、喉の調子が悪うございまして、お聞き苦しいかもしれませんが、申し訳ありません。幼稚園協会でございます。このAの「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」でございますが、これ単純に、幼稚園とかも含まれるんですか。保育園ですとか認定子ども園とかもあると思うんですけども、と言いますのは、実はやったことが1回ありまして、うちの幼稚園のところに教会があるんですけども、そこにやっぱり不自由な方いらっしゃいまして、その方に来ていただいて、手話やったんですよ。うちでやると賛美歌、キリスト教系の幼稚園なんで賛美歌があるんですけど、その賛美歌を手話でやってみようということでやったら、子どもたち非常に、「うける」というと何かちょっと言葉悪いんですけど、非常に子どもたち喜ぶんですね。それをパッと見ると、その歌を歌ってるだけでも子どもたち手が自由にこう動いて、こんなことやったりとか、こんなことやってるっていうのがありました。

あともう1点は、盲導犬来ていただいて、盲導犬と触れ合おうという事業もやったんですよ。そしたら、盲導犬ってほんと素晴らしくて、もうずっときれいに座ってて、子どもたちも、犬好きの子どもは、確かに犬嫌いな子どもいるんですけども、なかなかその事業自体というのが、非常に子どもたちの心にも結構何かあったのかなというのがあるんですよ。

なので、ここですと小学校・中学校って出てますけれど、ちょっと下下ろしていただいて、例えば幼稚園とか保育園とか認定子ども園、年長ぐらいですとかなり対応できてくるので、その点のその事業の仕組みっていうんですか、それがそこまでポ下りしているのかなというのを、ちょっと伺いたいなと思いました。以上です。

(長澤会長)

事務局、ただいまの幼稚園の件、認定子ども園等、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

大変貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。幼稚園の通われてる方とか保育園の通われてる方々に対しての働きかけというのも、大変重要なことだと思っております。この事業につきましては、どうしても市の事業ということで枠がございまして、そうした中で、今この枠の数を増やしているところなんですけど、それも実績といたしまして、小中学校のところから申込状況というのが非常に多くございます。そうした中で増やしているところがございますので、どうしても小中学校というところを優先的に考えていかなければいけないというところはあるんですけども、今委員のご指摘のところというのも、私ども十分押さえながら対応していかなければいけないと思っております、そのときの申請状況を見ながら、ちょっとはっきりは申し上げませんが、できるだけ柔軟に対応していきたいというふうに、われわれとしては考えているところでございます。

(長澤会長)

齋藤委員、いかがでしょうか。

(齋藤委員)

ぜひ。

(長澤会長)

はい、どうもありがとうございました。ほかに、次年度の取り組みについていかがでしょうか。はい、大西委員、よろしく申し上げます。

(大西委員)

すみません、新潟日報の大西ですが、1つだけ聞かせていただきたいのは、取り組み予定は、さっきの報告でもあったんですけども、一般企業の周知啓発の③の合理的配慮事例というのが非常に、実際にあるか、私ちょっと見てないからわからないんですけども、これ非常に取り組みとしてあれば、多分いろんな企業の方々が非常に興味を持って見られるのかと思うんですけども、実際に募集とか応募も含めて、どのくらい公開されているんでしょうか。

(長澤会長)

はい、Bの③について、いかがでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

合理的配慮については、実際広く募集をしているんですけども、近年はこういう形で合理的配慮をしましたという形での、実例の報告を正直頂いてないのが現状です。

一方で、ともに Entrance というところの加入企業さんには、昨今ですと SDGs とかというところの中で、差別解消の取り組みであったり、共生のまちづくりに向けた取り組みみたいなものについて、加入している企業さんで取り組んでいる事例はないですかというようなことは聞いていて、あがってきたものについては広報誌とかにまとめて、加入企業さんに共有したりとか、そういうことはしています。以上です。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(大西委員)

ありがとうございました。

(長澤会長)

今の件ですけど、もし大学でもよければ公開したいなと思いました。というのは、うちの大学、今年度、障がい等で公式に支援している学生が 100 人を超えていまして、障がい児も義務教育で対応している障がいすべて対応しています。なので、そういったことが少しでも参考になるのであれば、情報提供させていただきたいなと思いました。すみません、個人的な意見でした。この件について、委員の皆様いかがでしょうか。

おおむね、継続事業だということですが、より充実したものになるように、委員の皆様からの意見を出していただきたいと思います。

では、この辺りで議事の 5 を終了させていただきますが、この会議終わった後で、こういうアイデアがあるとか……。失礼しました。柳委員、お願いします。

(柳委員)

すみません、ありがとうございます。合理的な配慮についてですが、今、上映されたものを見ても、筆談の場面がありましたが、ろう者の場合は、筆談というのも、それが助けにならなかったりする、文章がちょっと苦手だという方も結構多いです。そういうろう者がいることも、筆談だけあればいいということも、ちょっと誤解につながるかと思います。ICT というシステムが今どんどん広がっているので、手話の遠隔サービスのような会社もありますし、ご覧のように手話、あるいはスマホを使って映像で通訳をしてもらう場所というのが、つくってほしいと思います。そちらにつなげていただくと、要するにそのときに手話で情報を得られるんですね。遠隔の場所というのに通訳がいるわけです。そういうのも考えて行ってほしいなと思って、意見しました。

(長澤会長)

はい、聴覚障がいの方への合理的配慮についての、具体的なご提案がありましたので、

事務局で活かしていただきたいと思います。ありがとうございます。すみませんでした。ほかに委員の皆様、ご意見ございましたら、お願いいたします。

では、この会議が終わったあとに、何か思いついたとか、こういうアイデアがあったらいいんじゃないかということでありましたら、事務局のほうにご連絡くださるようお願いいたします。メール等でよろしいでしょうか。

(事務局：祝管理係長)

はい。

4. その他

(長澤会長)

そのような方法でお願いいたします。では、その他ですが、委員の皆様から例えば情報提供などございましたら、この場で紹介していただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から、追加の情報をお聞きいたします。

(事務局：祝管理係長)

事務局のほうから、本日机上配付させていただきました、世界自閉症啓発デーについて少しだけお知らせをさせていただきたいと思います。

4月2日は、国連が定めた世界自閉症啓発デーです。全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが、全世界で行われています。日本におきましても、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催であったり、ランドマークになりますブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障がいについて啓発活動を行っています。

ちなみに、チラシに映っているオレンジ色の髪の色をした女の子は、ジュリアという自閉症の特性があるキャラクターです。セサミストリートの多様性豊かなキャラクターと一緒に、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解・支援が進むよう、啓発しています。

新潟市におきましても、この間いくつかの周知啓発のイベントを行っています。はじめに、新潟市の発達障がい支援センタージョインにおきまして、発達障がいに関するドキュメンタリー映画の配信を行います。申し込みは3月24日までが締め切りということになっておりますので、希望される方はご連絡いただければと思います。

それから、クロスパル新潟の方におきまして、発達障害に関するパネル展も実施しております。

また、新潟県との共催になりますが、4月1日開催のサッカーアルビレックス新潟のホームゲームにおいて、場内スクリーンに発達障がい啓発週間についての投影を行いますし、4月1日、3日については、デンカビッグスワンをブルーライトアップする予定です。本来であれば、4月2日の自閉症啓発デー、その日もブルーライトアップしたいところなのですが、ちょっとその日、サッカー女子リーグのホーム戦と被っておりまして、もしアルビレックスが勝った場合にはオレンジ色にライトアップされると。会場の都合もありまして、負けた場合はブルーライトアップされるということを知っております。

自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただき、理解をしていただくことは、

発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会に実現につながるものと考えております。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。事務局からは以上です。

(長澤会長)

自閉症啓発デーについての説明でした。ありがとうございました。
ほかに、委員の皆様いかがでしょうか。はい、柳委員お願いいたします

(柳委員)

はい、素晴らしいチラシを見ました。実際去年ですが、4月9日、23日、手話言語条例のライトアップがありました。全国で開催されたものなのですが、新潟市の場合お願いをしたんですけど、事業費の問題でそれがかないませんでした。今年度は、ぜひ4月の23日に、これからですね、毎年予算を付けていただいて、ライトアップのほうを考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

(長澤会長)

はい、事務局ご検討をお願いいたします。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかになければ、本日の会議はこれで終了といたします。事務局にマイクをお返しいたします。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

長澤会長、長時間にわたり議事進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、貴重なご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

事務連絡です。お預かりしております駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、後ほど受付にてお受け取りください。

以上で、第8回条例推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。